

令和 8 年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内に存在する文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)で指定又は登録された文化財(以下「国指定文化財」という。)、熊本県文化財保護条例(昭和 51 年熊本県条例第 48 号)で指定された文化財(以下「県指定文化財」という。)及び宇城市文化財保護条例(平成 18 年宇城市条例第 106 号)で指定された文化財(以下「市指定文化財」という。)の管理、修理、復旧その他文化財の保存及び活用に要する経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で宇城市文化財保存事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、宇城市補助金等交付規則(平成 18 年宇城市規則第 49 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象事業に係る補助金の交付の対象となる者は、国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財及び国登録文化財(以下「文化財」という。)を所有し、若しくは保持し、又は管理するもの(国及び地方公共団体を除く。)であって、その所有若しくは保持又は管理に係る文化財について補助対象事業を実施するもの(実施する補助対象事業について、市長又は宇城市教育委員会から補助等を受けていないものに限る。)とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費(消費税を含む。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。)を除く。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費(食糧費を除く。)
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 工事費
- (9) 原材料費

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第5条第1項に規定する申請書は、宇城市文化財保存事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書には、規則第5条第2項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 実施設計書(工事を施工する場合に限る。)

(補助金の交付申請期限)

第6条 前条の申請書及び添付書類の提出期限は、事業実施の1か月前までとする。ただし、緊急を要する修理及び市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(補助金の決定の通知)

第7条 規則第8条の規定による補助金の決定の通知は、宇城市文化財保存事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助事業の補助金交付決定前着手)

第8条 申請者は、やむをえない事情により補助金等の交付決定前に着手する必要がある場合は、宇城市文化財保存事業費補助金交付決定前着手承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表の2の項維持管理及び活用に関する事業で、交付決定前に定期的実施する除草及び清掃活動は交付決定前着手承認申請書の提出を省略することができる。

(補助対象事業の内容等の変更)

第9条 規則第9条第1項の別に定める変更事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業費の増額(補助金額の増に係るもの)
- (2) 補助事業の内容の変更(補助事業の目的等に及ぼす影響が軽微であると認められるものを除く。)

2 規則第9条第1項の変更交付申請書は、宇城市文化財保存事業実施変更交付申請書(様式第6号)によるものとし、事業変更計画書(様式第7号)及び収支変更予算書(様式第8号)を添えて市長に提出するものとする。

3 補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、宇城市文化財保存事業費補助金変更交付決定通知書(様式第9号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第10条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第11条 規則第15条に規定する実績報告書は、宇城市文化財保存事業費補助金実績報告書(様式第10号)によるものとし、事業実施報告書(様式第11号)及び決算書(様式第12号)を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次の書類を添付しなければならないものとする。

- (1) 実施日及び作業者の分かる書類
- (2) 実施前後及び実施中の写真
- (3) 補助金対象経費に係る領収書
- (4) 契約期間及び契約金額が分かる書類(補助金対象事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせたときのみ)

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第16条の規定による補助金の額の確定の通知は、宇城市文化財保存事業費補助金交付確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 規則第18条第1項の請求書は、宇城市文化財保存事業費補助金交付請求書(様式第14号)によるものとする。

(概算払の手続き)

第14条 前2条の規定にかかわらず、補助事業の遂行上必要があると認められる場合は、交付決定した額の範囲内で、補助事業の完了前に概算額を交付することができるものとする。

2 前項の規定による概算額の交付を受けようとするときは、宇城市文化財保存事業費補助金概算払請求書(様式第15号)を市長に提出しなければならないものとする。

3 概算額の交付を受けたときは、第12条の規定により通知された補助金の額に対し、当該概算額が超過したときは、市長の指示するところに従い、速やかに当該超過額を返還しなければならないものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、宇城市文化財保存事業費補助金返還命令書(様式第16号)により補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前条第3項に該当したとき。

- (2) 概算払を受けている場合で、事業を中止したとき。
- (3) 規則第19条に規定する補助金の取消しを受けた場合において、既に補助金を受領しているとき。

(証拠書類の保管)

第16条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、5年間とする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、8年4月1日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

	補助対象事業	事業内容	補助金の額
1	修理、整備、保存等に関する事業	(1) 修理 文化財の破損箇所を直すこと。 (2) 整備 便益施設等の設置 (3) 保存 耐震診断等	補助対象経費の2分の1に相当する額(その額が50万円を超えるときは、50万円)
2	維持管理及び活用に関する事業	(1) 維持管理 環境維持のための草刈、消毒、枝・樹木伐採、燻蒸等 (2) 活用 文化財の公開、情報の発信等	補助対象経費の2分の1に相当する額(その額が20万円を超えるときは、20万円)

備考

- 1 この表に基づいて算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 この表の第1項により算出した事業費総額が25,000円に満たないときは、補助金の交付はしない。
- 3 この表の第2項により算出した事業費総額が5,000円に満たないときは、補助金の交付はしない。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

宇城市長 様

申請者

団体名 ()

代表者住所 ()

代表者肩書 ()

代表者氏名 ()

電話連絡先 ()

宇城市文化財保存事業費補助金交付申請書

令和8年度において、下記の事業を実施したいので、令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 文化財の名称

2 事業の種別

維持管理及び活用に関する事業

修理、整備、保存等に関する事業

3 事業の目的

4 交付を受けようとする補助金の額

円

添付書類

1 事業計画書

2 当該収支予算書

3 実施設計書（工事を施工する場合に限る）

様式第2号(第5条関係)

事業計画書

1 本事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

区 分	明 細	金 額
合 計		

3 その他参考事項

様式第3号(第5条関係)

収 支 予 算 書

収 入

(単位：円)

種別	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

支 出

(単位：円)

種別	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		備考
			増	減	
計					

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

宇城市長



宇城市文化財保存事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました補助金交付申請については、令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 文化財の名称

2 事業の種別

3 交付決定額 円

4 附帯条件

(1) 補助対象事業の内容等の変更及び申請の取り下げに際しては、令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱(以下、「要綱」とする。)第9条及び第10条の規定により必要書類を提出すること。

(2) 事業完了後は、要綱第11条の規定により完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに以下の書類を提出すること。

ア 事業実施報告書

イ 決算書

ウ 実施日と作業者の分かる書類

エ 実施前後及び実施中の写真(作業回数分)

オ 補助金対象経費(購入品等)に係る領収書

カ 契約期間及び契約金額が分る書類(事業の実施を第三者に委託し又は請け負わせたときのみ)

(3) 要綱第15条の規定により、領収書原本等の証拠書類は各自で5年間保管すること。

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

宇城市長 様

申請者

団 体 名 ()

代表者住所 ()

代表者肩書 ()

代表者氏名 ()

電話連絡先 ()

宇城市文化財保存事業費補助金の交付決定前着手承認申請書

令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、申請します。

記

1 文化財の名称

2 事業の種別

維持管理及び活用に関する事業

修理、整備、保存等に関する事業

3 事業（事務）の着手及び完了の予定期日

着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

4 交付決定前着手を必要とする理由

5 条件

(1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。

(2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

(3) 事業の着手から交付決定を受ける期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

宇城市長 様

申請者 住 所
氏 名

宇城市文化財保存事業実施変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました宇城市文化財保存事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 文化財の名称

- 2 事業の種別
維持管理及び活用に関する事業
修理、整備、保存等に関する事業

- 3 補助金変更交付申請額 円
(うち前回までの申請額 円)

- 4 計画変更の理由

- 5 添付書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 収支変更予算書
 - (3) 実施設計書(工事を施工する場合に限る。)

様式第7号(第9条関係)

事業変更計画書

1 変更の目的

2 事業の内容及び経費の配分

区 分	明 細	金 額
		円

3 その他参考事項

様式第8号(第9条関係)

収支変更予算書

収入

種 別	当初 予算額	変更 予算額	比較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

支出

種 別	当初 予算額	変更 予算額	比較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	

様式第9号(第9条関係)

第 号
年 月 日

補助事業者
住 所
氏 名

宇城市長



宇城市文化財保存事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇城市文化財保存事業の計画変更については、令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 事業の種別
- 3 前回交付決定額 円
- 4 変更交付決定額 円

様式第10号(第11条関係)

年 月 日

宇城市長 様

補助事業者

団 体 名 ()

代表者住所 ()

代表者肩書 ()

代表者氏名 ()

電話連絡先 ()

宇城市文化財保存事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、下記の事業を実施したので、令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金要綱第11条の規定により関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 文化財の名称

2 事業の種別

維持管理及び活用に関する事業

修理、整備、保存等に関する事業

3 事業の目的

4 添付書類

(1) 事業実施報告書

(2) 決算書

(3) 実施日と作業者の分かる書類

(4) 実施前後及び実施中の写真(作業回数分)

(5) 補助金対象経費(購入品等)に係る領収書

(6) 契約期間及び契約金額が分かる書類(事業の実施を第三者に委託し又は請け負わせたときのみ)

様式第11号(第11条関係)

事業実施報告書

1 本事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

区 分	明 細	金 額
		円
合 計		

3 その他参考事項

様式第12号(第11条関係)

決算書

収入

(単位 : 円)

区 分	本年度 予算額	本年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

支出

(単位 : 円)

区 分	本年度 予算額	本年度 決算額	比 較		備 考
			増	減	
合 計					

様式第13号（第12条関係）

第 号
年 月 日

補助事業者
住 所
氏 名

宇城市長



宇城市文化財保存事業費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました宇城市文化財保存事業費補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 事業の種別
- 3 交付確定額 円
- 4 交付決定額 円

様式第14号（第13条関係）

年 月 日

宇城市長 様

補助事業者 住所
氏名

印

宇城市文化財保存事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった宇城市文化財保存事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

記

1 文化財の名称

2 事業の種別

維持管理及び活用に関する事業

修理、整備、保存等に関する事業

3 概算払額 円

4 今回請求額 円

振込口座

金融機関（※ゆうちょ銀行を除く）		フリガナ	
金融機関名			
支店名等			
普・当	番号		
ゆうちょ銀行			
記号			
※6桁目がある場合			※
番号			

5 概算払が必要な理由

様式第15号（第14条関係）

年 月 日

宇城市長 様

補助事業者 住所
氏名

⑩

宇城市文化財保存事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった宇城市文化財保存事業費補助金について、令和8年度文化財保存事業費補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 事業の種別
維持管理及び活用に関する事業
修理、整備、保存等に関する事業
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 今回請求額 円
- 5 概算払の理由

振込口座

金融機関（※ゆうちょ銀行を除く）		フリガナ	
金融機関名	支店名等		
普・当	番号	口座 名 座 義	
ゆうちょ銀行			
記号 ※6桁目がある場合	※		
番号			

様式第16号（第15条関係）

年 月 日

様

宇城市長



宇城市文化財保存事業費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付しております補助金につきまして、令和8年度宇城市文化財保存事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 文化財の名称
- 2 事業の種別
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還理由
- 6 返還方法
- 7 補助金交付決定額 円
- 8 概算払額 円
- 9 補助金交付確定額 円